

9 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者とその家族等が被害の回復等に向けて、適切な支援を受けられる社会の実現

【現状と課題】

- 殺人、強盗、窃盗等の刑法犯認知件数は、平成27（2015）年は3,388件と12年連続で減少（平成15年9,302件、△5,914件）し、交通事故の発生件数も平成27（2015）年は1,053件と11年連続で減少（平成16年3,048件、△1,995件）と、件数は減少傾向にあるものの、依然として県民が被害に遭う事件、事故は多く発生しています。
- こうした事件・事故は、誰もが突然巻き込まれる可能性があるにもかかわらず、これまで、被害者に対する社会の理解は十分とは言えず、被害者は犯罪等による身体的、精神的、経済的な直接被害だけでなく、捜査・裁判の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の噂や中傷、さらにプライバシーや私生活の侵害など、被害後に生じる副次的な被害（二次的被害）にも苦しめられることがあります。
- 鳥取県人権意識調査（平成26年5月）によると、犯罪被害者等の人権に関して特に問題があることとして、「事件のことで、周囲の人にうわさ話をされたり、被害者側にも落ち度があるように言われたりする」が48.5%、「精神的なショックにより日常生活に支障を生じる」が45.6%となっています。
- とつとり被害者支援センターが平成20（2008）年6月に設立されてから8年経過しましたが、最近の相談件数をみると、平成24（2012）年は242件、平成25（2013）年は153件、平成26（2014）年は138件、平成27（2015）年は179件ですが、全体としては減少傾向にあり、その存在が広く県民に浸透していないように思われます。
- 被害者等支援には、社会全体で認識を共有し、社会的に支援を受けられる環境整備が重要であり、このためには被害者支援の気運の醸成が不可欠であることから、広く県民に対し、地域における被害者支援への理解をさらに深めるために、広報、啓発などを継続していくことが必要です。
さらに、とつとり被害者支援センターは、被害者等を民間の視点で物心にわたり支える重要な役割を担っており、センターの認知度を高めるとともに、相談体制や支援内容を充実させるなど、より被害者に寄り添った支援を提供できるよう、センターの組織・財政基盤の強化を図るとともに、関係機関・団体と連携した支援体制を整備することが必要です。

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進

学校教育では犯罪被害者等にかかる児童生徒等の実態を踏まえ、その経験や思いを十分に受け止めながら必要な支援を行うとともに、犯罪被害者等の心情や実情を学ぶことのできる機会の充実を図る等、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した教育の推進に努めます。

社会教育では、社会全体で犯罪被害者等を支援していくという県民意識を醸成する取組を通じて、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した教育の取組の充実に努めます。

社会全体で被害者等を支援していくという県民意識の醸成のため、各種広報媒体を活用した啓発、犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）を中心とした県警察、とつとり被害者支援センターとの連携による街頭での広報活動、犯罪被害者等を講師に招いての「命の大切さを学ぶ教室」をはじめとする各種講演会等の開催により、被害者等の置かれた現状及び社会的支援の必要性への理解を促すとともに、被害者等に対する支援を行う同センターの活動の周知と認知度の拡大に努めます。

県が県内高等教育機関と連携して実施する公開講座の中で、被害者支援に関する講義を実施するなど、犯罪被害者等の実情や支援の必要性等について広く県民の理解の促進に努めます。

（2）相談・支援の充実

県では、総合的対応窓口として、相談に来られた被害者等の話を傾聴し、被害者等の実情に応じた情報提供、適切な相談機関や支援施設への斡旋を行います。

県警察では、県民から寄せられる相談に円滑に対応することができるよう、警察本部に警察総合相談の窓口、各警察署に警察安全相談の窓口を設置し、相談業務に専任の警察職員等を配置しており、引き続き事件・事故の相談対応の充実を図ります。

また、犯罪被害者等は、犯罪によって直接、身体的、精神的、経済的な被害を受けるだけでなく、刑事手続の過程においても大きな負担を負うこともあります。

このため、病院等への付き添いや被害者周辺のパトロール強化をはじめ、精神科医や臨床心理士によるカウンセリング、医療費等の公費による負担、捜査状況や手続に関する情報提供などにより、犯罪被害者等を支援していきます。

とつとり被害者支援センターでは、様々な内容の相談にボランティア支援員が電話・面接によって対応しています。県では、このボランティア支援員の養成にあたり、相談に必要な専門的な知識・技能を身につけるための研修等の支援を行います。